

# 償却資産に係るわがまち特例一覧(金沢市)令和6年度

項目		特例率	取得時期	適用期間	根拠法令	
市町村長の認可を受けた家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業に直接供する施設等に係る課税標準の特例	家庭的保育事業	1/2		期限なし	地方税法第349条の3第27項	
	居宅訪問型保育事業	1/2		期限なし	地方税法第349条の3第28項	
	事業所内保育事業	1/2		期限なし	地方税法第349条の3第29項	
公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設	1/2	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号	
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設に係る課税標準の特例措置		4/5	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし	地方税法附則第15条第2項第5号	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備に係る課税標準の特例措置	太陽光発電設備 (補助対象設備)	1,000Kw未満	2/3	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年間	地方税法附則第15条第25項第1号から第4号
		1,000Kw以上	3/4			
	風力発電設備	20Kw未満	3/4			
		20Kw以上	2/3			
	水力発電設備	5,000Kw未満	1/2			
		5,000Kw以上	3/4			
	地熱発電設備	1,000Kw未満	2/3			
1,000Kw以上		1/2				
バイオマス発電設備	10,000Kw未満	1/2				
	10,000Kw以上 20,000Kw未満	2/3				
バイオマス発電設備 (木竹に由来するまたは農産物の収穫に伴って生ずるもの)	10,000Kw以上 20,000Kw未満	6/7				
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置		2/3	H29.4.1 ～ R8.3.31	5年間	地方税法附則第15条第28項	